

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite 利用約款

- 下記の「ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite 利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に対して有償にて提供する第 1 条に定める「本サービス」の内容及び条件を定めたものです。
- 「本サービス」は、別途当社が提供する「ESET クライアント管理 クラウド対応オプション」（以下「通常版」といいます。）を、マルチテナント環境により一定の機能・仕様を制限した「ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite」としてご提供するものです。お客様は、第 1 条に定める「サービス仕様書」において、かかる制限及び「通常版」との条件等の相違について予めご同意いただいた上で、「本サービス」にお申込みいただくものとします。なお、お客様が「通常版」から「本サービス」への移行、若しくは「本サービス」から「通常版」への移行を希望される場合は、別途当社の指示に従っていただきます。
- 「本サービス」の提供をご希望のお客様は、「本約款」及び第 1 条に定める「管理用ソフトウェア」に関するライセンサー所定の使用許諾契約にご同意いただくとともに、第 2 条に基づく「本サービス」の申込手続を行なっていただきます。なお、お客様によってかかる申込手続が行なわれた時点で、お客様は、「本約款」（「サービス仕様書」を含みます。）にご同意したものとみなされます。
- 当社は、次のいずれかに該当する場合、お客様からの申込みを承諾しない場合がございますので予めご了承ください。
  - ・ お客様が虚偽の事項で申込みを行なった場合
  - ・ お客様が、当社に対して過去に重大な契約違反又は債務不履行を行なった事実がある場合
  - ・ お客様に対して「本サービス」を提供することが不適當であると判断される相当の理由がある場合
  - ・ お客様に「本サービス」を提供することが当社の業務上若しくは技術上著しく困難であると判断される場合
  - ・ お客様が日本国内の法人、団体でない場合
  - ・ 前各号のほか、当社の都合によりお客様からの申込を承諾できない場合

ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite 利用約款

第 1 章 定義

第 1 条（用語の定義）

「本約款」において、次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

「管理用ソフトウェア」	スロバキア法人 ESET, spol. s.r.o.（以下「ESET 社」といいます。）製の管理者向けソフトウェアプログラム「ESET Security Management Center」をいいます。「管理者用ソフトウェア」は、「ESET 社」のソフトウェア製品「ESET Endpoint Protection Advanced/Standard」に同梱されて提供され、当該ソフトウェア製品がインストールされたクライアント PC を管理する機能を有します。
「対象サーバー」	「本サービス」の提供のために当社又はその委託先等が設置若しくは管理等する、「管理用ソフトウェア」の使用に対応した仮想サーバー（マルチテナント環境を含みます。）をいいます。
「利用期間」	「本サービス」の利用可能期間をいいます。「利用期間」は、第 2 条に定める「本サービス」の申込手続の際、お客様が選択するものとします。
「本サービス」	お客様に代わって「管理用ソフトウェア」を「対象サーバー」にインストールし、使用可能な状態にする「ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite」と称するサービス、及びそれに関する問い合わせ対応をいい、その詳細は、「サービス仕様書」に定めます。
「サービス仕様書」	「本サービス」の内容、利用条件等の詳細が記載された当社所定の書面をいいます。「サービス仕様書」は「本約款」の一

	部を構成するものとして、「本サービス」の提供若しくは利用に適用されるものとします。「本約款」と「サービス仕様書」の定めが異なる場合は、「サービス仕様書」の内容が優先して適用されるものとします。
「利用契約」	お客様と当社との間で成立する、「本サービス」の利用に関する契約をいいます。
「本ウェブサイト」	当社所定のウェブサイト（URL：https://eset-info.canon-its.jp/business/）をいいます。
「販売店」	「本サービス」を販売する販売店をいいます。

第 2 章 「本サービス」の利用

第 2 条（「利用契約」成立）

1. お客様は、「本サービス」を利用するにあたり、事前に、お客様の責任と費用負担において、「本サービス」を利用するために必要な機器等を準備するものとします。
2. お客様は、「本約款」及び「管理用ソフトウェア」に関するライセンサー所定の使用許諾契約に同意した上で、当社所定の申込書を当社又は「販売店」に提出することで、「本サービス」の申込みを行うことができます。
3. 当社及び「販売店」は、前項に基づく申込内容を確認し、当該申込に承諾する場合は、当社所定の方法にて、お客様に対して、「利用期間」、「本サービス」の ID、その他「本サービス」の利用に必要な情報を送付するものとします。当社が、お客様に対して、当該承諾を送付したときをもって、当社とお客様との間で「利用契約」が成立するものとします。

第 3 条（「本サービス」の利用）

お客様は、前条に従い「利用契約」が成立した場合、「利用期間」中、「本サービス」を、日本国内にて利用することができるものとします。

第 4 条（「本サービス」の提供地域）

「本サービス」の提供地域は、「本約款」に特段の定めがある場合を除き、日本国内に限るものとします。

第 5 条（「本サービス」の内容変更）

当社は、お客様に対して 30 日前までに e-mail または当社 Web サイトへの掲載にて通知した上で、「本サービス」の内容を変更又は追加等することができるものとします。お客様は、変更後の「本サービス」の内容に同意できないときは、第 13 条の定めにかかわらず、変更の適用までに当社に通知することにより、利用契約を解約することができます。ただし、その場合であっても、当社は受領済みの対価を返金致しません。お客様が本条に基づく解約を行わない限り、お客様は変更後の「本サービス」の内容に同意したものとみなされます。

第 3 章 利用料金

第 6 条（本サービスの利用料金）

1. 「本サービス」の利用料金は、当社又は「販売店」所定の料金表に記載のとおりとします。
2. 当社又は「販売店」は、お客様に事前に通知することにより、「本サービス」の利用料金を変更することができます。
3. 本条に定める「本サービス」の利用料金には、「本サービス」を利用するために必要な機器、ソフトウェア等の導入にかかる費用、通信費用その他の費用は含まれないものとします。

第 7 条（支払方法）

1. お客様は、「本サービス」の利用料金及びこれに対する消費税等相当額を、別途当社又は「販売店」からの請求に従い、支払うものとします。
2. 当社又は「販売店」は、お客様から受領した「本サービス」の利用料金について、理由の如何を問わず、返金等する義務を負わないものとします。

第 8 条（遅延損害金）

お客様は、「本サービス」の利用料金の支払いを遅延した場合、所定の支払期日から完済に至るまで、年 14.6%の割合の遅延損害金を、当社又は「販売店」からの請求に従い支払うものとします。

第 4 章 お客様の責任

第 9 条（「本サービス」の ID の管理）

1. お客様は、当社から提供される「本サービス」の ID を適切に管理するものとします。お客様は、当社の責に帰すべからざる事由によって生じた「本サービス」の ID の不

正使用に起因するすべての損害について、責任を負うものとします。

2. お客様は、「本サービス」の ID が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

#### 第10条 (禁止事項)

お客様は、「本サービス」の利用にあたり、次の各号に定める行為、又はその恐れがある行為を行なってはならず、また第三者をして行わせてはならないものとします。

- (1) 「本約款」及び「サービス仕様書」で定める範囲を超えて、「本サービス」を利用し、お客様の従業員等を含む第三者に利用させる行為
- (2) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利を侵害する行為
- (3) 「本サービス」を利用することによりアクセス又は入手可能な当社又は第三者の情報・コンテンツ、データ・データベース、ソフトウェア等を改ざん、消去等する行為
- (4) 当社若しくは第三者の設備等に電子的被害を与える行為
- (5) 「管理用ソフトウェア」(その他お客様が「本サービス」を利用する際に必要となるソフトウェアを含む。)の使用許諾契約の条件に違反する行為
- (6) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為
- (7) 「本サービス」を用いて第三者にサービスの提供を行なう場合
- (8) 前各号のほか、法令・「本約款」又は公序良俗に違反する行為及び当該違反を誘引する行為、「本サービス」の提供又は運営を妨害する行為、当社又は第三者の信用を毀損する行為、その他当社又は第三者に不利益を与える行為

### 第5章 当社の免責

#### 第11条 (保証の否認)

当社は、「本サービス」を“現状有姿”にて提供します。当社は、「本サービス」について、完全性、有用性、お客様の特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害性を含み、いかなる保証も行わないものとします。

#### 第12条 (免責)

当社は、「本約款」に明示的に定めがある場合または当社の故意または重過失によるものを除き、「本サービス」の利用又は利用不能に関連してお客様に生じた損害(「本サービス」で使用するデータ類の滅失等を含む。)、及びお客様と第三者との間で生じた紛争について、何らの責任も負わないものとします。

### 第6章 「本サービス」の提供期間、終了等

#### 第13条 (「利用契約」の期間)

「利用契約」の有効期間は、「本サービス」の「利用期間」終了日までとし、別途お客様が第2条に従い「利用契約」の更新を申込みない限り、更新されないものとします。

#### 第14条 (「本サービス」の一時中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客様に対して通知した上で、「本サービス」の提供を一時的に中止することがあります。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとし、事後速やかに通知するものとします。

- (1) 理由のいかんを問わず、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合
- (2) 「管理サーバー」を保守・点検等する場合若しくは工事が必要な場合又は第15条に定める「対象サーバー」の移行・変更等が生じた場合
- (3) 天災地変その他の非常事態が発生し、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合
- (4) 前各号のほか、「本サービス」の提供・運営若しくは「本サービス」用設備(「管理サーバー」を含む。)の運用上・技術上の観点から当社が必要と判断した場合

2. 本条に基づく「本サービス」の中止に関連してお客様に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の故意または重過失によるものを除き、損害賠償、代替品の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第15条 (「対象サーバー」の移行)

当社は、事前にお客様に対して通知した上で、「対象サーバー」の全部又は一部を、別のサーバーに移行・変更等(マルチテナント環境内での移行・変更等を含

みます。以下同じ。)することがあります。この場合、お客様はこれに異議なく同意するとともに、かかる移行・変更等に協力するものとします。

#### 第16条 (当社による「利用契約」の解除・解約)

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、何らの通知催告なく、直ちにお客様との「利用契約」を解除し、お客様に対する「本サービス」の提供を停止することができます。

- (1) お客様が第10条に該当する行為を行った場合
  - (2) お客様において破産、民事再生手続、会社更生、特別清算等の申立てがなされた場合、又はお客様が差押、仮差押、仮処分、競売、公租公課の滞納処分を受けた場合、その他お客様に「本サービス」を提供することが適切ではないと判断される相当の事由が生じた場合
  - (3) お客様が「管理用ソフトウェア」の使用を取りやめた場合、又は「管理用ソフトウェア」に関するライセンサー所定の使用許諾契約が理由のいかんを問わず終了した場合
  - (4) 前各号のほか、お客様が「本約款」の定め違反し、当社より相当の期限を付してこれを改めるよう催告を受けたにもかかわらず改めなかった場合
2. 前項のほか、当社は、お客様に対して事前に通知した上で、お客様との「利用契約」を解除し、「本サービス」の提供を終了することができます。

#### 第17条 (期限の利益の喪失)

当社は、お客様が第16条第1項各号の一に該当した場合、同条に基づく「利用契約」の解約の有無にかかわらず、お客様が当社に負担する未払の金銭債務につき、お客様の期限の利益を喪失させることができるものとします。この場合、お客様は第6条及び第7条の定めにかかわらず、当社又は「販売店」に対して負担する金銭債務を、直ちに当社又は「販売店」からの請求に基づき支払わなければならないものとします。

#### 第18条 (「本サービス」終了後の措置)

理由の如何を問わず「本サービス」の終了後、当社は、「対象サーバー」に保存されたお客様の一切のデータを削除することができるものとします。当社は、かかる削除について、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。

### 第7章 一般条項

#### 第19条 (情報の閲覧)

当社は、「本サービス」の遂行に必要な範囲内で、「対象サーバー」内に保存等されるお客様の各種データ・情報等(「管理ソフトウェア」により管理される情報を含むがこれに限られない。)を閲覧することができるものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。当社は、当該各種データ・情報等を、次条に定める営業秘密として、適切に取り扱います。なお、当該各種データ・情報等のうち、個人情報に関する取扱いについて、第21条に定めるとおりとします。

#### 第20条 (秘密情報の保護)

1. 当社及びお客様は、「本サービス」に関連して知った、相手方の営業秘密(不正競争防止法に定義する営業秘密をいいます。)を、「本サービス」の利用又は提供以外の目的に使用又は利用せず、また相手方の事前の承諾なく第三者に開示・提供又は漏洩してはならないものとします。
2. 当社及びお客様は、前項に定める営業秘密を、知る必要がある役員、従業員、派遣社員及び再委託先に対してのみ開示することができるものとします。その場合、当社及びお客様は当該役員、従業員、派遣社員及び再委託先に対して前項の定めと同等の義務を遵守させるものとします。

#### 第21条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、「本サービス」及び「対象サーバー」に対して適切なアクセス制限を施しており、お客様による「本サービス」の利用において「対象サーバー」に収集・保管等されたお客様の従業員その他第三者の個人情報(個人情報保護法に定めるものをいいます。以下同じ。)を一切取り扱いません。お客様は、予めかかる事実を確認し、ご同意いただくものとします。
2. 前項のほか、当社は、「本サービス」の提供に伴いお客様より提供を受けた、お客様の従業員の氏名・部署名・E-Mail アドレス等の個人情報を、「本ウェブサイト」上に掲載される「個人情報の取扱いについて」の定めに従い、適切に取扱うものとします。

#### 第22条 (輸出)

お客様は、「本サービス」の全部又は一部を、直接又は間接的に、(1)非居住者であるお客様の従業員に使用させる場合、(2)「外国為替及び外国貿易法」又は「外国の輸出

関連法規に定めがある行為を行う場合、「外国為替及び外国貿易法」の規制、米輸出管理規則等、適用される輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。

#### **第23条 (反社会的勢力との取引の禁止)**

1. 当社及びお客様は、自ら又はその取締役、執行役、支配株主その他経営に実質的に関与する者が、警察庁又は関係法令の定める暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当しないこと、また、かかる反社会的勢力との関係を持たないことを、それぞれ表明し、保証します。
2. 当社及びお客様は、相手方が前項の表明・保証に違反したときは、何らの催告なしに、「利用契約」を解除し、取引を終了させることができます。かかる取引の終了は、相手方に対する別途の損害賠償請求を妨げるものではありません。
3. 前項に基づき取引を終了させた当事者は、かかる取引の終了により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### **第24条 (「本約款」の変更)**

当社は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、お客様に対して 30 日前までに e-mail または当社 Web サイトへの掲載にて通知した上で、「本約款」を変更することができるものとします。お客様は、変更後の「本約款」に同意できないときは、第 13 条の定めにかかわらず、変更の適用までに当社に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。ただし、その場合であっても、当社は受領済みの対価を返金致しません。お客様が本条に基づく解約を行わない限り、お客様は変更後の「本約款」に同意したものとみなされます。

#### **第25条 (通知の方法・効力)**

「本約款」に基づく通知の方法は、第 2 条に基づく「本サービス」利用の申込時に記載するお客様の連絡先宛の通知とし、又、当該通知の効力は、当社又はお客様に送達された時点で発生するものとします。

#### **第26条 (変更の届出)**

お客様は、名称、連絡先、担当者名その他第 2 条に基づく「本サービス」利用の申込時に当社に届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の手続きにて当社に届け出るものとします。お客様がかかる変更の届出を怠ったことに起因してお客様に生じた一切の不利益について、当社は、責任を負わないものとします。

#### **第27条 (業務委託)**

当社は、「本サービス」の提供又は運営に関する業務の全部又は一部の実施を当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

#### **第28条 (譲渡・承継の禁止)**

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、「本約款」及び「利用契約」に関連して生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

#### **第29条 (分離可能性)**

「本約款」のいずれかの条項又はその一部が無効となった場合でも、「本約款」のそれ以外の条項は完全に有効に存続するものとします。

#### **第30条 (準拠法・専属合意管轄裁判所)**

「本約款」に関する準拠法は日本法とします。また、お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

2020年4月1日版

## ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite サービス仕様書

### ■ サービス内容

「ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite」は、管理用ソフトウェア「ESET Security Management Center」(以下、ESMC)をクラウド上で提供するオプション製品です。

### ■ サービスレベル

#### ● 可用性

24 時間以上、本サービスが利用できない状態になった場合には、その時間に於いた本サービスの利用料金を返金します。

#### ● データ保全

本サービスの ESMC を運用するサーバー (以下、対象サーバー) のバックアップは 1 日 1 回実施し、過去 14 日間分のデータ (14 世代分) を保存します。ただし、お客様環境ごとのバックアップは実施しません。

#### ● メンテナンス

対象サーバーは、1 日 1 回、深夜 (2:00 から 4:00 までのうち数分～数十分) に計画停止されます。

また、ESET クライアント管理 クラウド対応オプション Lite 利用約款の第 14 条の定義により、必要に応じて不定期にメンテナンスを実施します。

#### ● ESMC 上のログ保存

ESMC が取得するクライアント PC からの各種ログデータについては、6 か月間保存します。

### ■ 機能および運用上の制約事項および禁止事項

#### ● ESMC バージョン 7.x を利用する場合

ESMC の機能のうち、本サービスで使用する ESMC では、以下の機能を利用することができません。

- ・ レポートの電子メールによる送信
- ・ SNMP トラップサービス、および、電子メールによる通知
- ・ ESET Management エージェント (以下、EM エージェント) のリモートインストール (サーバタスクを利用したリモート展開)
- ・ Active Directory / Open Directory / LDAP / Windows ネットワーク / VMWare との静的グループの同期
- ・ ESMC Web コンソールのログインユーザーの作成 (アクセス権の設定)
- ・ モバイルデバイス (Android、iOS) の管理
- ・ ESMC エージェントのインストーラーを用いた EM エージェントのインストール (認証局のダウンロードが許可されていないため)
- ・ ビア証明書の作成
- ・ お客様による新たなライセンス (製品認証キー) の追加
- ・ 監査ログの閲覧
- ・ ユーザーの同期のサーバタスク
- ・ サーバタスクを用いたレポートの作成
- ・ Rogue Detection Sensor を利用したコンピューターの追加

本サービスで使用する ESMC では、運用に関して、以下の制約があります。

- ・ 「通常版」から「本サービス」への変更時、若しくは「本サービス」から「通常版」への変更時に、ESMC 上のデータを移行することはできません。

- ・ 本サービスの ESMC サーバーは、複数のお客様で共用します。そのため、他のお客様の操作によりサーバーに負荷がかかった場合に、影響を受ける可能性があります。なお、クライアント情報などお客様の個別の情報は、他のお客様から閲覧・管理はできません。
- ・ 本サービスの ESMC サーバーでは、お客様環境ごとのバックアップは実施しません。
- ・ 管理対象のコンピューターを追加する場合は、ESMC 上であらかじめ作成された静的グループを必ず指定して、クライアントコンピューターヘインストールを実施してください。指定しない場合は、お客様の管理領域コンピューターが表示されず、管理ができません。
- ・ 既定の動的グループ、および、既定の動的グループテンプレートは用意されていません。本機能を利用する場合は、お客様にて作成してください。
- ・ 既定のポリシーテンプレートは用意されていません。本機能を利用する場合は、お客様にて作成してください。

本サービスで使用する ESMC では、以下の設定、および、運用は禁止します。

- ・ EM エージェントと ESMC との接続間隔を 20 分 (既定値) 未満で運用すること
- ・ 過度にレポートファイルをダウンロードすること (1 日に合計 30MB 以上)

### ■ お問い合わせ窓口

本サービスに関するお問い合わせは、ESET 法人サポートセンターにて受け付けます。お問い合わせ方法、営業日、営業時間等は、以下の当社のウェブサイトをご参照ください。

URL:

[https://eset-support.canon-its.jp/faq/show/883?site\\_domain=business](https://eset-support.canon-its.jp/faq/show/883?site_domain=business)

以上

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

2020 年 4 月 1 日版